

報告第 7 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

令和元年8月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である変更契約の締結について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 生駒市立小中学校及び幼稚園エアコン（ガス）整備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 1, 0 5 7, 3 2 0, 0 0 0 円
 - (2) 変更後 1, 0 5 4, 1 3 7, 2 4 0 円
- 4 契約の相手方 大阪市北区南森町二丁目4番32号
柳生設備株式会社
代表取締役 福 地 文 雄
- 5 工 期 契約の日から令和元年7月31日まで

令和元年7月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 8 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

令和元年8月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である変更契約の締結について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 生駒市立小中学校及び幼稚園エアコン（電気）整備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 580,716,000円
 - (2) 変更後 608,528,160円
- 4 契約の相手方 大阪市西区京町堀三丁目8番1号
株式会社ミライト 西日本支店
取締役常務執行役員支店長 高木 一 裕
- 5 工 期 契約の日から令和元年7月31日まで

令和元年7月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

「生駒市立小中学校及び幼稚園エアコン(ガス)整備工事に係る変更契約の締結について」及び「生駒市立小中学校及び幼稚園エアコン(電気)整備工事に係る変更契約の締結について」の説明資料

○根拠

平成 26 年 12 月 9 日議決の「専決処分事項の指定について」

- ・増減する金額が当初請負金額の 100 分の 10 に相当する金額（その金額が 3,000 万円を越えるときは、3,000 万円）を越えない変更契約を 1 回限り締結することができる。

○変更内容

(1)契約金額

議案第81号 生駒市立小中学校及び幼稚園エアコン(ガス)整備工事

	変更前	変更後	増減	増減率
契約金額	1,057,320,000	1,054,137,240	-3,182,760	-0.30%

議案第82号 生駒市立小中学校及び幼稚園エアコン(電気)整備工事

	変更前	変更後	増減	増減率
契約金額	580,716,000	608,528,160	27,812,160	4.79%

(2)エアコン設置室数

校種		普通教室	特別教室	保育室	計
小学校（12校）	当初	267	85		352
	変更	256	97		353
	差引	-11	12	0	1
中学校（8校）	当初	121	67		188
	変更	107	82		189
	差引	-14	15	0	1
幼稚園（7園）	当初			43	43
	変更			43	43
	差引	0	0	0	0
計	当初	388	152	43	583
	変更	363	179	43	585
	差引	-25	27	0	2

※教室数の変更は、新年度学級編成等によるもの。

(3)主な変更理由

- ・配管ルートの変更
- ・既設キュービクル改修
- ・室外機フェンス